

## 国立大学法人大分大学新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労一時金支給規程

令和3年4月5日制定

令和3年規程第17号

### (目的)

第1条 この規程は、令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかっている患者又はその疑いのある患者の対応等を行う職員に支給する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労一時金（以下「一時金」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (支給要件)

第2条 一時金は、国立大学法人大分大学の職員のうち、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。

- (1) 国の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業による慰労金の支給対象となる業務に従事する者
- (2) 令和2年12月25日から令和3年2月28日までの間に、医学部附属病院において10日以上勤務実績のある医療従事者等であって、同年3月1日に在職する職員

### (支給額)

第3条 一時金の支給額は、1人当たり50,000円とする。

### (支給方法等)

第4条 一時金の支給日、支給方法等は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）に準ずる。

### (雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、一時金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、令和3年4月5日から施行する。